

ご自宅での療養を希望される 終末期の小児・若年がん患者さん向けの 支援制度のご案内

浜松市では、住み慣れた自宅で日常生活を送ることを望む終末期の小児・若年がん患者さんへ予算の範囲内で、在宅サービス利用等に必要な費用の一部を補助します。



どんな人が申請できるの？

浜松市に住所がある方で、がんの治癒を目的とした治療を行わない40歳未満の方が申請できます。



補助制度の内容を教えてください！

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具購入、福祉用具貸与に要する経費の一部を補助します。ただし、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業にて給付を受けている場合は対象外になることがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記のお問合せ先へご連絡ください。



どうやって申請するの？

サービス利用を開始する前日までに、裏面の書類をそろえ、健康医療課へ申請をしてください。申請方法は2種類あります。（サービス利用者が未成年の場合、保護者の方が申請をしてください。）

- ① オンライン申請
 - ② 紙申請（健康医療課へ郵送又は直接持参）
- ※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。



オンライン利用
認定申請フォーム



※制度の詳細は裏面をご覧ください。下記お問い合わせ先までご確認ください。

【お問い合わせ先】

浜松市健康医療課健康医療グループ（浜松市保健所3階）
住所：〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11-2
電話：053-453-6178
メール：iryuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市ホームページ

がん患者在宅療養生活支援制度の詳細

1 補助対象となる方

補助対象となる方は、次の要件を全て満たす方で市税を完納している方です。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者の方
- (3) 対象サービス（2 補助対象参照）利用時に 40 歳未満の方
- (4) 本補助金の利用の認定を受けた方

2 補助対象・補助金の額

補助対象	(1) 居宅サービスに要する費用	(2) 福祉用具貸与に要する費用	(3) 福祉用具購入に要する費用
補助上限額	月額 45,000 円	月額 27,000 円	1 人あたり 45,000 円

※20歳未満で浜松市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付を受けている場合は、福祉用具貸与及び福祉用具購入に要する費用は補助対象外です。

※補助額は上記の金額を限度として、各事業に要する費用の10分の9以内です。

3 利用の認定

対象サービスの利用を希望する方は、対象サービスの利用開始前（お早目に）に、オンライン申請を行うか、健康医療課へ郵送又は持参してください。

必要書類		オンライン申請の場合	紙申請の場合
1	浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用認定申請書（様式第1号）	不要	必要
2	医師の意見書（様式第2号）の写し	写真を添付	必要

※お名前は、正式な漢字（住民票に記載されているものなど）でご記入ください（住民票の提出は不要です。）

※その他、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

オンライン利用認定申請フォーム



【利用認定】※全員必須サービス利用開始前（お早目）に利用認定申請をお願いします。
※共同利用認定申請をされる方もこちらの申請は必須になります。

オンライン共同利用認定申請フォーム



【共同利用認定】
利用認定を受けた利用者に交付申請ができないなどの特段の事情がある場合、利用者に替わって交付申請をする方を認定する制度です。以下の方が申請できます。
・申請者の二親等以内の親族
・申請者との間で、浜松市「ホトケツツ」の宣誓の取扱いに関する要綱第5条に定める宣誓受領証等の交付を受けた方

4 申請の方法、補助金の請求

利用が認定され、対象サービスを利用した場合、対象サービスを利用した月の翌月 20 日までに、オンライン申請を行うか、次の書類を健康医療課へ郵送または直接提出してください。

- (1) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付申請・実施報告書兼請求書（様式第8号）
- (2) 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費実施証明書（様式第9号）
- (3) 領収証の原本または写し

※交付申請・請求等オンライン申請はマイナンバーカードが必須です。

オンライン交付
申請等申請フォーム

